

墨田区立公園条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

- (1) 固定資産税に係る令和6年度の固定資産の評価替え等に伴い、公園の土地等の使用料及び公園の占用料の上限額を改定する。
 - (2) 隅田公園自動車駐車場について指定管理者制度を導入することに伴い、当該駐車場の使用料に係る規定を削除する。
 - (3) 横十間川及び竪川の護岸整備の完了に伴い、次の公園を公の施設として設置する。
 - ア 名称 墨田区立横十間川水辺公園
位置 墨田区太平四丁目、横川五丁目、業平五丁目地先
規模 5, 766.37平方メートル
 - イ 名称 墨田区立竪川緑道公園
位置 墨田区両国二丁目、三丁目、四丁目、千歳一丁目、二丁目、三丁目、緑一丁目、二丁目、立川一丁目、二丁目地先
規模 7, 532.48平方メートル
- ※墨田区立竪川緑道公園の区域に編入されることに伴い、緑児童遊園を廃止する。

2 改正内容

- (1) 第12条に規定する占用料等の額、別表第3「土地の使用料」の金額及び別表第5「公園の占用料」の金額を改定する（別紙参照）。
- (2) 別表第7自動車駐車場の項を削除するとともに、所要の改正を行う。
- (3) 別表第1に「墨田区立横十間川水辺公園」及び「墨田区立竪川緑道公園」の項を追加するとともに、別表第2墨田区立緑児童遊園の項を削除する。

3 施行期日

令和7年4月1日